

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

**新潟県規則第67号**

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																					
<p><b>第213条</b> 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table><thead><tr><th>名 称</th><th>担任する事務</th><th>設置規定</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新潟県行政不服審査会</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>新潟県自治紛争処理委員</td><td><u>法第251条第1項の規定による、市町村相互の間又は市町村の機関相互の間の紛争の調停、法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び法第143条第3項（法第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の審査請求又は法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理の処理</u></td><td><u>法第251条</u></td></tr></tbody></table>	名 称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県行政不服審査会	(略)		新潟県自治紛争処理委員	<u>法第251条第1項の規定による、市町村相互の間又は市町村の機関相互の間の紛争の調停、法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び法第143条第3項（法第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の審査請求又は法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理の処理</u>	<u>法第251条</u>	<p><b>第213条</b> 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table><thead><tr><th>名 称</th><th>担任する事務</th><th>設置規定</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新潟県行政不服審査会</td><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県行政不服審査会	(略)	
名 称	担任する事務	設置規定																				
(略)																						
新潟県行政不服審査会	(略)																					
新潟県自治紛争処理委員	<u>法第251条第1項の規定による、市町村相互の間又は市町村の機関相互の間の紛争の調停、法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び法第143条第3項（法第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の審査請求又は法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理の処理</u>	<u>法第251条</u>																				
名 称	担任する事務	設置規定																				
(略)																						
新潟県行政不服審査会	(略)																					

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。